

資料 1-2
令和3年度第1回 横浜市介護保険運営協議会 (令和3年12月23日)

横浜市地域包括支援センター運営協議会の概要

「横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」第3条第2項の規定により、地域包括支援センターは、「地域包括支援センター運営協議会（以下「包括運協」と略記します。）」の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされています。

本市では地域包括支援センターの適切な運営の他、市全体の方針や設置の枠組みづくり等について検討するなど、地域包括支援センターのさらなる機能充実を図るため、包括運協を横浜市介護保険条例第18条に定める横浜市介護保険運営協議会の分科会として位置付けております。

1 包括運協の委員及び任期について

- 委員 横浜市介護保険運営協議会の委員の中から、会長が指名
- 任期 横浜市介護保険運営協議会の委員の任期と同じ
(今回は、指名の日から令和6年8月28日まで)

2 開催予定

年3～5回（原則として、横浜市介護保険運営協議会と同時に開催）

3 担当事務

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当圏域に関すること
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託関連事項
- (3) センターの介護予防支援業務の公平・中立性評価に関すること
- (4) センターの行う業務に係る方針に関すること
- (5) 地域包括ケアシステムに関すること
- (6) センター全体の運営状況等
- (7) その他必要と認める事項

4 会議の市民公開

包括運協の会議は横浜市介護保険運営協議会同様、原則公開とし、市民等の傍聴を認めています。

【参考】令和2年度 議題一覧

第1回：令和2年6月11日（木）

1 令和2年度 第1回市レベル地域ケア会議

第2回：令和2年10月8日（木）

1 議題

(1) 令和2年度 第2回市レベル地域ケア会議（多様な主体による高齢者の生活支援について）

2 報告

(1) 令和元年度地域包括支援センターの運営状況等について

(2) 令和元年度地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価について

(3) 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

第3回：令和3年3月25日（木）

1 議題

地域包括支援センターの新規設置等について

2 報告

地域包括支援センターの公正・中立性の確保について

横浜市地域包括支援センター運営協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 9 月 11 日 健地支第 567 号（局長決裁）

最近改正 令和 3 年 3 月 15 日 健地支第 1069 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市介護保険条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 18 条及び横浜市介護保険運営協議会運営要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、横浜市地域包括支援センター運営協議会（以下「包括運協」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 包括運協の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当圏域に関すること
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託関連事項
- (3) センターの介護予防支援業務の公平・中立性評価に関すること
- (4) センターの行う業務に係る方針に関すること
- (5) 地域包括ケアシステムに関すること
- (6) センター全体の運営状況等
- (7) その他必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、条例第 18 条第 2 項に定めるとおり、横浜市介護保険運営協議会（以下「介護運協」という。）の会長が指名する。

- 2 前項の委員が、介護運協の委員の任期を満了したときは、包括運協の委員の任期も満了したものとする。
- 3 第 1 項の委員が、介護運協の委員を解任されたときは、包括運協の委員も解任されたものとする。

（臨時委員）

第 4 条 包括運協に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

- 第5条 包括運協に、条例第18条第3項に定める分科会長（以下「会長」という。）を置く。
- 2 会長は、条例第18条第3項に定めるとおり、包括運協の委員の互選によって定める。
 - 3 会長は、包括運協を代表し、会務を掌理する。
 - 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 包括運協の会議は、会長が招集する。
- 2 包括運協は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 包括運協の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 包括運協の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部地域支援課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、包括運協の運営に関し必要な事項は、会長が包括運協に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。